

松田町クマスプレー購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業従事者に対するツキノワグマによる人身被害等の防止を図るため、熊撃退スプレーの購入費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付するため、松田町補助金等交付規則（平成13年松田町規則第12号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次の各号の全てに該当しなければならない。

(1) 松田町内に住所を有すること。

(2) 町内に農地を有すること、又は町内に農地を借り受けていること。

(3) 農地を耕作していること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、熊に対して噴霧することで身を守るためのスプレー購入費用とする。ただし、付属品や送料等及び熊に対して撃退効果が認められないものは除く。

(補助額)

第4条 補助金額は、購入費の2分の1とし、5千円を限度（百円未満切り捨て）とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、松田町クマスプレー購入補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて申請するものとする。ただし、申請は同一年度において1回までとする。

(1) 熊撃退スプレー購入にかかる領収書等の写し

(2) 購入した熊撃退スプレーの写真

(3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第 6 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査の上、松田町クマスプレー購入補助金交付決定通知書（第 2 号様式）又は松田町クマスプレー購入補助金不交付決定通知書（第 3 号様式）により申請者に通知するものとする。

2 本補助金は、交付申請の時期が事業完了後となるため、規則第 17 条の規定により、実績報告及び補助金の額の確定の手続きを省略する。

(交付請求)

第 7 条 補助金の請求は、松田町補助金等交付規則第 17 条を適用するものとし、第 5 条の規定による書類の提出をもってなされたものとする。ただし、請求の効力は、前条の規定による交付の決定日をもって発生するものとする。

(補助金の返還)

第 8 条 申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、町長は期間を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請等、不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この要綱に定める事項に違反したとき。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和 6 年 4 月 15 日から施行する。